

令和2年第12回 安芸太田町農業委員会総会 議事録 (第13号)

招 集 年 月 日	令和2年12月23日		
招 集 の 場 所	筒賀支所 新会議室		
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和2年12月23日9時30分	議長 河本 穂津雄
	閉会	令和2年12月23日9時50分	
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員 出 席 7 名 欠 席 2 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △Ⓞ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	小島 俊二	○
	2	河野 幸枝	○
	3	笠井 清孝	△
	4	栗栖 芳秋	○
	5	佐藤 潤	○
	6	富永 富幸	○
	7	沖 貴雄	△
	8	寺田 光浦里	○
	9	河本 穂津雄	○
	10		
議事録署名委員	5番	佐藤 潤	
	6番	富永 富幸	

議長	<p>本日の出席委員は9名です。 出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立いたします。 これより令和2年第12回安芸太田町農業委員会総会を開会します。(9:30)</p>
議長	<p>議事録署名者の選任を行います。 この会議の議事録署名者を議長において指名しても異議ありませんか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>全員異議なしと認めます。 よって議事録署名者に5番委員と6番委員を指名します。</p>
議長	<p>会議書記の指名を行います。 本日の会議書記に農業委員会事務局職員、小笠原文磨氏と鬼田貴樹氏を指名します。</p>
議長	<p>それでは、今回提案された議案第80号から議案第83号について事務局より提案説明と朗読をお願いします。</p> <p>(提案説明と朗読)</p>
議長	<p>それでは、議案第80号について、2番委員より説明をお願いします。</p>
2番委員	<p>議案書の1ページ及び2ページをご覧ください。 12月18日、譲受人の■■■■さん立ち会いのもと、現地確認いたしました。 所有者は、遠方に居住しておられ、耕作が困難なために、無常で譲り渡すことを決められたそうです。 譲受人の■■■■さんは、以前より申請地の耕作をしておられて、自身が耕作している農地と合わせて下限面積要件を満たしており、また、農機具の所有状況や農作業の従事状況も問題ないと認められることから、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、議案第80号について、審議に入ります。 議案第80号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 それでは、議案第80号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

議長	<p>挙手多数でありますので、議案第80号は申請のとおり承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第81号及び議案第82号について、8番委員より説明をお願いいたします。</p>
8番委員	<p>3ページの議案第81号と図面ページ4ページ、そして、5ページの議案第82号と図面ページ6ページをご覧ください。</p> <p>12月16日の水曜日、行政書士の■■■さんが急に来られなくなり、代理人の■■■さん立ち会いのもと、現地を確認しました。申請地は、木坂の浄念寺より鉄道用地を挟んだ奥の方になります。私が確認したところ、前回5月に28号議案で、申請された、田■■■と■■■の農地に続いております。申請地の周辺は一部の畑を除き、ほとんど耕作をされておられません。前回同様、田の石垣や水路を変えることなく、このままの状態です。太陽光パネルを設置されるということでした。譲渡人の■■■さんも高齢になり、耕作ができなくなり、放棄になっていた田が、太陽光パネルで拓かれることを知り、転用を希望されております。なお、周り周辺の農地、所有者、周辺の方には、承諾と印鑑もいただいておりますとのことでした。</p> <p>よって、この転用により、耕作他悪影響を及ぼすことはないと思われました。以上のことから、許可相当と判断しました。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、議案第81号及び議案第82号について、審議に入ります。 議案第81号及び議案第82号について質疑はありませんか。</p>
1番委員	<p>何で事業者が二つあるんですか。</p>
事務局	<p>この事業者がここの二つだけではなく、他にも複数あるんですよ。四社か五社くらい。それらの業者で話をしたか何かで面積を分けたということだそうです。だから、すべてが隣接しているんです。その中で、ここの部分はこの業者、残りの部分はこの業者というようなかたちで、さっきあの話にありましたように、■■■と■■■も前回申請があったんです。でも、それはまた別の業者が太陽光に転用しているという話を、行政書士の方から話を伺っております。</p>
1番委員	<p>わかりました。</p>
事務局	<p>現況の写真を撮ってきたんですが、全然耕作されていないような状況です。水利にも特に影響はないものと思われるので、8番委員さんの説明のとおりであれば、転用に問題はないと思います。</p>
議長	<p>その他、質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p>

議長	<p>それでは、議案第 81 号及び議案第 82 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 81 号及び議案第 82 号は申請のとおり承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第 83 号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第 83 号の説明をさせていただきます。農地法第 18 条の規定による通知についてです。資料 1 をご覧ください。</p> <p>この資料は、それぞれの農地の所有者の方と安芸太田町、代表、安芸太田町長、橋本博明との合意解約に係る資料になります。1 ページ目みだしの、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書と記載の資料が、両者が合意解約をしたことのお知らせであり、2 ページ目みだしの、農地の賃貸借契約の合意解約書と記載の資料が、両者による合意解約書です。3 ページ目以降は、同じみだしの通知書と合意解約書です。</p> <p>農地の賃貸借契約の解約等を行う場合には、本来ならば農業委員会の許可が必要ですが、この度の解約のすべては、通知書の 4 番に記載のとおり、農地法第 18 条第 1 項第 2 号に該当する土地引渡し前 6 か月以内の合意解約であるため、農業委員会の許可は不要です。</p> <p>しかし、この規定に基づく解約等を行った場合には、農地法第 18 条第 6 項の規定により、その旨を農業委員会に通知しなければならないこととなっているため、両者より通知書が提出されております。</p> <p>この合意解約に伴い、解約した農地のすべては、現在、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団へ貸し付けられており、担い手である ████████ さんへ転貸されております。合意解約の理由としては、それぞれの農地の貸し付けを町から一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団へ変更するにあたり、町との農地の賃貸借契約の解約を行う必要があったためです。</p> <p>本議案につきましては、資料 1 の通知書及び合意解約書の記載に不備がないか、修正すべき点がないかを確認、審査していただければと思います。なお、担い手である ████████ さんへ農地の貸し付けが完了したことを証する書類が資料 2 です。こちらの資料は参考程度にご確認ください。</p> <p>以上で、議案第 83 号の説明を終わります。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、議案第 83 号について、審議に入ります。</p> <p>議案第 83 号について質疑はありませんか。</p>
議長	<p>この場所、土地造成は始めとる。</p>
事務局	<p>土地造成はもう済んでおります。この場所は坪野なので、すでに就農されております。今やっているところは筒賀の学校の近くですね。ですので、同じ審</p>

議長	<p>議を来年度は筒賀の農地でやることとなります。昨年度は、 さんの農地で同じ審議をやっております。</p> <p>その他、質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第83号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第83号は申請のとおり承認決定いたしました。</p>
議長	<p>次に、報告事項に入ります。</p> <p>事務局より報告事項の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項の説明を2点させていただきます。</p> <p>まず、1点目は、農地法第3条の3第1項の規定による届出書が1件出ております。資料3をご覧ください。こちらは、津浪の さんによります相続の届出になります。届出に係る土地の所在、地番、地目、面積、利用状況等は、記載のとおりです。記載内容に不備はないため、この届出を受理いたします。</p> <p>次に、2点目は、前回の総会時にありました疑義照会について報告いたします。資料4をご覧ください。こちらは、平成13年1月22日付けで申請のありました農地法第5条の規定による許可申請書です。前回の総会におきまして、裏面の図面に矢印で印をつけた土地について、登記地目が畑であるが現況が資材置場のようになっているとの報告を受けました。実際の現況が写真のとおりです。このことについて、調べてみますと、過去に農地転用の申請をされ、許可になっていることが判明しました。そこで、 にこれまでの経緯を説明しますと、地目変更の登記を失念していたとのことでしたので、登記地目が畑のままであるということです。以上のことから、 に対しては、地目変更の登記をしていただくようお願いをしております。</p> <p>以上で、報告事項の説明を終わります。</p>
議長	<p>報告事項について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>特に質疑はないようですので、以上で報告事項を終わります。</p>
議長	<p>これもちまして、本日提案した議案は、すべて承認決定されました。</p> <p>これで、令和2年第12回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(9:50)</p>

以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。

議 長

5 番委員

6 番委員